

## 奈良市鴻ノ池運動公園ネーミングライツスポンサー事業者 募集要項

民間企業等との協働により、本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的として、奈良市鴻ノ池運動公園に対して、法人名、商品名及びブランド名等を冠した愛称を命名していただくネーミングライツ事業の契約が令和8年3月31日で満了となることから、新たなネーミングライツスポンサーの募集を実施することとし、「奈良市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき、次のとおりネーミングライツスポンサーを募集します。

### 1 ネーミングライツ対象施設等について

#### (1) 対象施設等

- ・「奈良市鴻ノ池運動公園」（奈良市法蓮佐保山四丁目1516番地の1）

「奈良市鴻ノ池運動公園」のネーミングライツとは別に、次の公園内各スポーツ施設11施設の愛称を付与することができます。また、公園の愛称とともに、施設の愛称も併せて審査します。

ただし、ネーミングライツとして募集する名称は施設の「愛称」であることから、関係条例に規定する施設名称の改正は行いません。

- ・「奈良市鴻ノ池陸上競技場」（奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号）
- ・「奈良市中央体育館」（奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号）
- ・「奈良市鴻ノ池球場」（奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号）
- ・「奈良市鴻ノ池コート」（奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号）
- ・「奈良市中央第二体育館」（奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号）
- ・「奈良市中央武道場」（奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号）
- ・「奈良市中央第二武道場」（奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号）
- ・「奈良市弓道場」（奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号）
- ・「奈良市鴻ノ池相撲場」（奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号）
- ・「奈良市鴻ノ池スケートボードパーク」（奈良市法蓮佐保山四丁目8番10号）
- ・「奈良市鴻ノ池ランニングステーション」（奈良市法蓮佐保山四丁目4番6号）

#### (2) 対象施設等の概要

別紙1「ネーミングライツ対象施設等概要」のとおり。

#### (3) 募集名称の設置箇所

別紙2「募集名称設置箇所図」のとおり。

### 2 募集の概要

#### (1) 応募資格

別に定める「奈良市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に沿って「施設特定募集型」での募集とするものとし、ネーミングライツスポンサーとして本市と契約を希望する法人とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する業種または事業者は応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗

営業と規定される業種及びそれに類似する業種

- ② 消費者金融
- ③ 商品先物取引に関するもの
- ④ たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む）
- ⑤ ギャンブルにかかるとるもの
- ⑥ 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- ⑦ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- ⑧ 探偵事務所等の調査会社
- ⑨ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ
- ⑩ 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
- ⑪ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- ⑫ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同法第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体ならびにそれらの利益となる活動を行う者
- ⑭ いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ⑮ 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止や行政処分等を受けている企業等
- ⑯ 市税を滞納している事業者
- ⑰ その他市長が不相当と認めるもの

## (2) 応募条件

- ① 募集金額  
年額15,000,000円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ② 愛称使用開始日  
令和8年4月1日から
- ③ 愛称使用期間  
愛称使用開始日から5年以上10年以内の期間  
（毎年3月31日を以って1年とする）
- ④ 納付方法  
毎年度ごとに本市の指定する期日までに各年度分を納付
- ⑤ その他  
利用者の混乱を避けるため、愛称使用期間内の「愛称」は変更できません。

## 3 ネーミングライツ付与の条件

### (1) 愛称

対象施設等の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいもので、日本語又は英語アルファベット（もしくは

はその両方)を使用するものとします。法人やブランドのロゴマーク等も使用できません。

なお、施設所管課、指定管理者等の意向により、ネーミングライツの行使ができないことがあります。

ネーミングライツの付与を決定する場合において、愛称が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ネーミングライツを付与しないものとします。

- ① 法令等に違反するもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ③ 人権侵害となるもの
- ④ 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
- ⑤ 良好な景観又は風致を害するもの
- ⑥ 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
- ⑦ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの
- ⑧ 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
- ⑨ 当該名称に係る事業の内容を本市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
- ⑩ 社会問題についての主義主張に関するもの
- ⑪ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- ⑫ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑭ 個人の氏名
- ⑮ 奈良市以外の地域を連想させ、誤認を招くおそれがあるもの
- ⑯ 施設の管理・運営に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ⑰ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

## (2) 愛称の表示条件等

- ① 対象施設等愛称の表示場所及び表示面積は、別紙2「募集名称設置箇所図」を参照してください。  
表示場所及び表示面積については、別紙2「募集名称設置箇所図」を基本としますが、表示面積増加に伴うもの及び「募集名称設置箇所図」以外の場所への増設を希望される場合は、ネーミングライツスポンサー優先交渉権者決定後に本市と協議することとします。  
ただし、設置に係る費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。  
また、全ての表示は、原則として契約終了後に原状回復とします。
- ② 奈良市鴻ノ池運動公園の、愛称に「鴻ノ池」を入れてください。
- ③ 愛称看板等の意匠・構造・設置方法等については、本市と協議のうえネーミングライツスポンサーにおいてご検討いただきご提示願います。
- ④ 県道奈良加茂線「老春の家前」交差点前の三角地に設ける愛称看板について、(3)愛称看板の制限③「面積に関する制限」は適用しませんが、その他に関する制限を適用し、設置場所、大きさ、仕様、箇所数について別途協議することとし

ます。

- ⑤ 各施設内の壁面に設ける愛称看板について、(3)愛称看板の制限③「面積に関する制限」は適用しませんが、その他に関する制限を適用し、設置場所、大きさ、仕様、箇所数について別途協議することとします。
- ⑥ 指定施設内常設広告場所については、「奈良市施設内広告掲出実施要領」及び「奈良市広告掲載基準」に基づき、別紙2「募集名称設置箇所図」に示す表示面積以下で、(3)愛称看板の制限③「面積に関する制限」以外の制限を適用し、ネーミングライツスポンサーに関する内容とすることとします。
- ⑦ 愛称看板等の設置にかかる設計費、作成費、工事費、電気代等の維持管理費及び愛称使用期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツスポンサーにおいてご負担いただきます。  
また、奈良市鴻ノ池運動公園外の表示変更については、関係機関と協議の上、変更可能な表示についてはネーミングライツスポンサーが行うこととします。
- ⑧ 奈良市中央武道場、奈良市中央第二武道場、奈良市弓道場、奈良市中央第二体育館の開館当初からの歴史的な背景や経緯のある既存看板については、愛称表示の対象外とします。
- ⑨ 「奈良市広告掲載要綱」及び「奈良市広告掲載基準」に基づき奈良市ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設の愛称を表示します。また、パンフレットなどの印刷物については、残部数や改定時期等を考慮し、スポンサーと協議の上変更時期を決定するものとします。

### (3) 愛称看板の制限

奈良市鴻ノ池運動公園は、良好な風致景観を維持しているため、愛称看板等の大きさや色彩等について、奈良市都市公園条例や奈良市屋外広告物条例を参考に以下の制限を設けていますのでご注意ください。

#### ①【美観に関する制限】

- ・環境に調和した色彩と意匠のものとしてください。
- ・イルミネーション・ネオンサイン・サーチライト等は使用しないでください。

#### ②【危険防止に関する制限】

- ・容易に腐食し、破損しない構造にしてください。
- ・風、雪、雨又は振動等により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものにしてください。
- ・信号機や道路標識の効用を妨げないものとしてください。
- ・一般交通の用に供する道路上に設置しないでください。

#### ③【面積に関する制限】

- ・良好な風致景観を損なわないと本市が認める場合に限り、表示面積の増加及び「募集名称設置箇所図」以外の場所への増設は、名称看板1個が最大4㎡以下かつ合計7㎡以下としてください。

④【設置場所に関する制限】

- ・建物の屋上には設置しないでください。

⑤【色彩に関する制限】

		・次の範囲内の色彩であること				
		色相	明度	彩度		
色彩の基準	地色	R系	0.0R以上 10.0R未満	7.0以下	8.0以下	
		YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	7.0以下	8.0以下	
		Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	7.0以下	6.0以下	
		GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	7.0以下	4.0以下	
		G系	0.0G以上 10.0G未満	7.0以下	4.0以下	
		BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	7.0以下	4.0以下	
		B系	0.0B以上 10.0B未満	7.0以下	4.0以下	
		PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	7.0以下	4.0以下	
		P系	0.0P以上 10.0P未満	7.0以下	4.0以下	
		RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	7.0以下	6.0以下	
		N系(無彩色)		制限なし	—	
		文字色等	R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	12.0以下
			YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	12.0以下
	Y系		0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	8.0以下	
	GY系		0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0以下	
	G系		0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0以下	
	BG系		0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	8.0以下	
	B系		0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0以下	
	PB系		0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下	
	P系		0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下	
	RP系		0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0以下	
	N系(無彩色)			制限なし	—	
	・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる (1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下 (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地色 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下 色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下 文字色等 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下 色相：Y,RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：GY,G,BG,B,PB,P 明度：制限なし 彩度：10.0以下					
	・配色調和に配慮すること					
・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらない ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること						

(4) 事業内容に対する要望

ネーミングライツスポンサーは、ネーミングライツを行使するうえで愛称表示看板の増設などの要望を本市に伝えることができます。  
ただし、必ずしも要望いただいた内容を実現できるとは限りません。

(5) 提案について

スポンサーメリットとして施設の魅力向上や地域活性化につながる提案【様式2の6欄】をしてください。

例えば、「施設で活用可能な製品等物品の提供」、「各種大会の企画や協賛」、「地域貢献活動の実施やイベントの企画」等

ただし、内容によりご要望に応じることが出来ない場合があります。

- ・1社で複数の施設等に係る提案をしていただくことができます。
- ・提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。
- また、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。
- ・提出された提案書等は返却いたしません。
- ・提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

#### 4 現地説明会

本募集に関する、現地説明会を次の日程で実施します。

日時：令和7年10月28日（火）午前10時

集合：鴻ノ池陸上競技場スタンド正面入口付近

- ・応募に際して、説明会への出席は必須ではありません。
- ・参加を希望される方は、10月22日（水）までに、問い合わせ先へ必ずご連絡下さい。
- ・参加希望者が不在の場合は説明会の開催はありません。

#### 5 質疑応答

本募集に関する質問については、指定の質問票【様式5】に記入のうえ、令和7年10月6日（月）から令和7年11月7日（金）までの期間、問い合わせ先のメールアドレスにて受付します。メールのタイトルを「ネーミングライツに関する質問」として送付してください。回答は順次、市ホームページに掲載します。

#### 6 ネーミングライツスポンサー募集期間

令和7年10月6日（月）から令和7年12月5日（金）まで

#### 7 申込み方法等

「奈良市鴻ノ池運動公園ネーミングライツスポンサー等申込書」等をダウンロードして、必要事項を記入し、その他必要書類を添付のうえ、原本1部及び写し1部を提出してください。なお、提出書類は返却しません。

##### 【提出書類】

- ① 奈良市鴻ノ池運動公園ネーミングライツスポンサー申込書【様式1、2】
- ② 愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要のわかるもの
- ③ 誓約書【様式3】
- ④ 会社概要及び直近3カ年の決算報告書
- ⑤ 役員名簿【様式4】
- ⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑦ 印鑑証明書（法人の代表者印）
- ⑧ 市税にかかる納税証明書（直近年度分）

【申込方法】

上記提出書類一式を、奈良市役所北棟4階 奈良市民部スポーツ振興課まで持参または送付してください。（送付の場合は、募集期間到着分のみ有効）

※持参の場合の受付時間 9：00～12：00及び13：00～17：00（土日祝日を除く）

※送付の場合のあて先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市民部スポーツ振興課

送付封筒に「ネーミングライツ申込書在中」と記載してください。

8 選定方法

- (1) 奈良市が別途設置する奈良市ネーミングライツ審査委員会において、提出書類の内容を踏まえ、スポンサー事業者としての適格性や提案金額等について審査を行い、以下の審査項目及び審査のポイントに沿って、総合的に判断しネーミングライツスポンサー候補を優先交渉権者とします。

《 審査項目及び審査のポイント 》

- ① 応募団体
  - 【ポイント】
    - ・ 応募資格は適正か
    - ・ 応募団体の経営は健全か など
- ② 応募の趣旨
  - 【ポイント】
    - ・ 本市のネーミングライツの目的に沿っているか など
- ③ 愛称案
  - 【ポイント】
    - ・ 市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか
    - ・ 施設等の管理運営に支障が生じないか など
- ④ ネーミングライツの対価
  - 【ポイント】
    - ・ 応募金額は妥当か
    - ・ 市の負担経費と比較して妥当か など
- ⑤ 導入の期間
  - 【ポイント】
    - ・ 安定したネーミングライツ運用が図られる期間か（5年以上）
- ⑥ 施設等の魅力向上、地域活性化につながる提案
  - 【ポイント】
    - ・ 導入施設等にふさわしい内容か
    - ・ 実現可能な内容か など
- ⑦ スポンサーメリット
  - 【ポイント】
    - ・ 施設等の設置目的や関連法令等に適合する内容か など
- ⑧ その他、審査において必要な事項

- (2) 優先交渉順位の決定後、優先交渉権者と協議を行い、本市及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式にネーミングライツスポンサーとして契約を締結します。交渉の

結果、合意の可能性がないと市が判断した場合や協議が成立しない場合は、当該優先交渉権者との協議を打ち切り、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。

- (3) 決定したネーミングライツスポンサーについては、奈良市のホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、奈良市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

## 9 ネーミングライツスポンサーの候補者資格・決定の取消、契約の解除

ネーミングライツスポンサーの候補者資格を得た後、もしくはネーミングライツスポンサーに決定した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツスポンサーとして適当でないと認められるときは、市はネーミングライツスポンサーの決定の取消し及び契約の解除をできることとします。

その場合、原状回復に必要な費用は応募者または現行ネーミングライツスポンサーの負担とします。

## 10 申込みの無効

応募申込書を提出後、応募資格が無いことが判明した場合は、申込みを無効とします。

## 11 問い合わせ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民部スポーツ振興課

TEL : 0742-34-5376

FAX : 0742-34-4765

Email : [sportsshinko@city.nara.lg.jp](mailto:sportsshinko@city.nara.lg.jp)